

野幌ファイターズスポーツ少年団OB会 会則

施行 令和7(2025)年1月1日

第1章 総 則

第1条 本会は、野幌ファイターズ スポーツ少年団（以下、野ファイ）を創設し、発展させた伊藤萬氏の功績を称えとともに、会員相互の親睦と交流を図り、現役チームへの積極的な支援並びに協力を通じて、野ファイの更なる発展に貢献することを目的とする。

第2条 本会は、「野幌ファイターズスポーツ少年団OB会」（通称：萬寿会（まんじゅかい））と称する。

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 会員相互の親睦を図る事業
- 2 野ファイを支援する事業
- 3 その他本会に必要な事業

第4条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第2章 会 員

第5条 本会の会員資格は、次のとおりとする。

- 1 正 会 員：野ファイを卒団した者
- 2 特別会員：野ファイ現役選手を指導または多大なる支援した者
- 3 準 会 員：上記2つの会員には該当しないが、会員になることを希望した者

第6条 本会の会員になる条件は、次のとおりとする。

- 1 野ファイを卒団したもの
- 2 野ファイを途中退団した者及び寿ファイターズを卒団した者のうち、特に会員になることを希望した場合は、総会または役員会の決議により正会員または準会員の資格を得ることができる。
- 3 現在および過去において、野ファイの現役選手を指導したもののうち、入会を希望したもの

第7条 会員は次の事由により、その資格を失う。

- 1 本会の体面を汚した者は、総会または役員会の決議により会員の資格を失う。特に、会員またはその家族に関する個人情報を外部に漏洩することは、厳禁とする。

第3章 役員

第8条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	1名
幹 事 長	1名
副幹事長	1名
会 計	1名
監 査	1名
理 事	若干名
相 談 役	若干名

2 会長は、役員会において役員の中から選任する。

3 役員は会長が推薦して、総会の承認を得る。

4 会長および副会長は、本会の正会員でなければならない。その他役員については、特別会員または野ファイ父母会から推薦してもよい。

5 役員の任期は原則2年とする。但し、再選は妨げない。

6 役員に欠員が生じた時は、その任期の残余期間に限定して会長が選任することができる。

第9条 会長は本会を代表し、本会職務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故または欠員があるときはその職務を代行する。

3 幹事長は会長の指示を受けて、会務の事務局を担い運営・執行にあたる。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故又は欠員があるときはその職務を代行し行う。さらに、本会の記録をとり、広報活動としてその結果を会員に伝える。

5 会計は、本会の会計を司る。

6 監査は、本会の会計を監査し、監査結果を会員に伝える。

7 理事は、会長の諮問に応じ議案等を審議する。

第10条 本会に事務局を置くことができる。

2 本会の事務局は、野ファイ少年団内に置く。

3 事務局は、本会に必要な事務の全般を司る。

第4章 総 会

第11条 総会は、野幌ファイターズOB会LINEグループに登録された会員の、3分の1以上の出席をもって成立する。

2 会員は、総会に欠席した場合は、議決権を会長に一任するものとする。

3 総会は、毎年1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催することができる。

4 総会は、会長が招集し、かつ会議を主宰する。

5 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任と承認
- (2) 事業報告及び事業計画
- (3) 収入支出予算及び決算報告
- (4) 余剰金または不足金の処分及び財産の管理方法
- (5) 会則の制定及び改廃
- (6) 総会の議決は、出席会員の過半数により、これを決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第5章 役員会

第12条 役員会は、会長・副会長・幹事長・副幹事長・会計・監査・理事で構成する。

2 役員会は、必要に応じて随時開催することができる。

3 役員会は、総会の議案を作成し、総会で決められた事業の具体策を決定及び実行する。

4 役員会は、会長が招集し、その議長となる。

5 役員会は、必要に応じて事務局を出席させることができる。

第13条 本会の運営に関する事項について、役員会において細則を定めることができる。

第6章 会 計

第14条 本会の運営に必要な経費は、会費、寄付金、その他収入をもってこれに充てる。

2 本会の会計年度は、第4条の事業年度と同様とする。

3 会費の年額、会費徴収方法及び納期については、役員会において定め別途会員に通知する。

附則

1 本会則は令和6年12月28日に定め、令和7年1月1日から施行する。

野幌ファイターズスポーツ少年団OB会 慶弔規定

- 1 会員・野幌ファイターズスポーツ少年団父母会及びその関係者の慶事に関しては、会長・副会長・幹事長・副幹事長がその都度相談して決める。
- 2 会員が亡くなった場合は、「野幌ファイターズスポーツ少年団OB会」で弔電・供花を行う。
- 3 会員親族及び野ファイ関係者が亡くなった場合は、会長・副会長・幹事長・副幹事長がその都度相談して決める。

役員の選任（案）について

役員の選任（案）について、下記のとおり総会の承認を求めます。

記

No.	役 職	氏 名	卒団年度等	備考
1	会 長	丸谷 哲郎	S 6 0	
2	副 会 長	加瀬 耕太郎	H 9	N0.5 と兼務
3	幹 事 長	本田 真士	H 7	
4	副 幹 事 長	金田 健希	R 5 (子)	父母会推薦
5	会 計	加瀬 耕太郎	H 9	N0.2 と兼務
6	監 査	岡本 広太	H 5	
7	理 事			
8	相 談 役			

以上

参考

第3章 役 員

第8条（抜粋）

3 役員は会長が推薦して、総会の承認を得る。

4 会長および副会長は、本会の正会員でなければならない。その他役員につ
いては、特別会員または野ファイ父母会から推薦してもよい。